［注１～10　略］	［注１～10　同左］
11　７の欄の添付図面の記載等は、次によること。	11　７の欄の添付図面の記載等は、次によること。
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　人体頭部にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。	(2)　人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。
［(3)　略］	［(3)　同左］
［12　略］	［12　同左］
［第四　略］	［第四　同左］
第五　地球局（設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局を除く。）、航空機地球局又は携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。）に使用するための無線設備の工事設計書	第五　［同左］
［様式略］	
［注１～14　略］	［注１～14　同左］
15　９の欄は、次によること。	15　９の欄は、次によること。
(1)　(1)は、設備規則第14条の２第１項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。	(1)　(1)は、設備規則第14条の２第１項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。
［(2)～(6)　略］	［(2)～(6)　同左］
16　10の欄の添付図面の記載等は、次によること。	16　10の欄の添付図面の記載等は、次によること。
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　設備規則第14条の２第１項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の２第１項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。	(3)　設備規則第14条の２第１項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の２第１項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。
(4)　設備規則第14条の２第２項に規定する人体頭部にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。	(4)　設備規則第14条の２第２項に規定する人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。
［(5)　略］	［(5)　同左］
［17　略］	［17　同左］
［第六　略］	［第六　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。